

第 13 号議案

公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件
公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の変更を次のように認可する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可
公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、認可する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
1 [略]	1 [略]
2 手数料	2 手数料
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
<u>(4) 博士論文の審査 1件につき</u>	
<u>68,400円</u>	

理 由

地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。